



刑 法  
17

次は、恐喝罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 1項恐喝罪の客体は、他人の占有する財物であるが、ここにいう「財物」には、不動産や電気のほか、盗品等も含まれる。
- (2) 恐喝罪における害悪の告知は、必ずしも違法であることを要せず、また、実現可能であることも要しない。
- (3) 恐喝行為の相手方は、恐喝罪の被害者と同一人であることを要しないが、別人である場合は、被恐喝者は被害者の財産について処分し得る権限又は地位を有することが必要である。
- (4) 相手方から財物を取得する権利を有する債権者が、その権利を実行する手段として恐喝行為を行った場合は、本罪は成立せず、単に脅迫罪が成立するととどまる。
- (5) 2項恐喝罪にいう「不法の利益」とは、財産上の利益自体が不法であることを意味するのではなく、利益取得の手段・方法が不法であることをいう。

刑 訴 法  
18

次は、告訴についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 親告罪について、犯人を知った日から6か月を経過している場合は、原則として告訴をすることができない。
- (2) 司法警察員は、告訴を受理した事件については、犯罪の成立の有無に関係なく、必ずこれを検察官に送付しなければならない。
- (3) 告訴事件は、「速やかに」書類及び証拠物を検察官に「送付」することとされているが、告訴事件の被疑者を逮捕・留置した場合は、身体拘束から48時間以内に「送致」する手続をとらなければならない。
- (4) 検察官は、告訴事件の公訴を提起し、又は提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない。
- (5) 刑訴法上、1個の犯罪事実の一部について告訴及びその取消しがあったときは、犯罪事実全部について効力が発生するとの原則が明記されている。

刑 訴 法  
19

次は、逮捕状の緊急執行についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 既に逮捕状が発付されているにもかかわらず、逮捕状を所持していないためこれを提示することができない場合において、急速を要するときは、被疑者に対して被疑事実の要旨及び逮捕状が発付されている旨を告げて逮捕することができる。
- (2) 逮捕状の緊急執行を行った場合、逮捕状はできる限り速やかに示さなければならない。
- (3) 逮捕状の緊急執行が許される「急速を要するとき」とは、逮捕現場に逮捕状が到着するのを待っていたのでは被疑者に逃亡されてしまうなどにより被疑者を逮捕できなくなるような場合をいう。
- (4) 逮捕状の緊急執行は、逮捕状は発付されているものの、これを紛失してしまい、提示できない場合にも行うことができる。
- (5) 被疑事実の要旨を告知するには、被疑者に理由なく逮捕するものではないことを一応理解させる程度に逮捕状記載の被疑事実の要旨を告げれば足りる。

刑 訴 法  
20

次は、弁解録取書作成上の問題点についての記述であるが、正しいのはどれか。

- (1) 弁解の機会に被疑者が犯罪事実の核心に触れる供述をした場合、直ちに取調べの手続に移り、取調べ終了後に弁解録取書を作成する。
- (2) 自首してきた犯人を逮捕した場合には、弁解録取書の作成は必要ない。
- (3) 逮捕した被疑者の負傷等により、引致前に釈放するような場合、弁解録取書を作成しないで釈放したとしても違法ではない。
- (4) 被疑者が日本語を解しない外国人であって、通訳人が早急に確保できないような場合は、通訳人が確保できた時点で弁解録取書を作成する。
- (5) 被疑者が泥酔のため、弁解の録取が困難な場合、酔いがさめるのを待って弁解の機会を与え、その結果を録取する。





方法が不法であることを意味する。

## 刑訴法

## 18

## 告 訴

- (1) 正しい。親告罪の告訴は、例外とされているものを除き、犯人を知った日から6か月を経過したときは、これを行うことができない(刑訴法235条1項本文)。
- (2) 正しい。告訴を受理した場合、捜査するか否かを判断する裁量権はなく、必ず捜査を行い、検察官に送付しなければならない(刑訴法242条)。
- (3) 正しい。告訴事件であっても、被疑者を逮捕・留置した場合には、刑訴法242条によらず、刑訴法203条によって被疑者の身体を拘束した時から48時間以内に書類及び証拠物と共に被疑者を検察官に送致する手続をとらなければならない。
- (4) 正しい。枝文のとおり(刑訴法260条)。また、検察官は、告訴事件について公訴を提起しない処分をした場合で、告訴人の請求があったときは、速やかにその理由を告げなければならない(刑訴法261条)。
- (5) 誤り。枝文は、「客観的告訴不可分の原則」についての記述であるが、明文の根拠はなく、理論上認められている原則である(大判昭5.6.9)。なお、共犯に関する「主観的告訴不可分の原則」については、刑訴法238条に明記されている。

|             | 意 義   | 根 拠              |
|-------------|---|------------------|
| 客観的告訴不可分の原則 | 1個の犯罪事実の一部分について告訴及びその取消しがあった場合は、犯罪事実の全部についてその効力が及ぶ。 | 明文の根拠はない(理論上の原則) |
| 主観的告訴不可分の原則 | 親告罪につき、共犯者の一部に対する告訴又はその取消しについては、他の共犯者に対してもその効力が及ぶ。  | 刑訴法238条          |

## 刑訴法

## 19

## 逮捕状の緊急執行

- (1) 正しい。刑訴法201条2項は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、「勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前2項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる」と規定された刑訴法73条3項本文を準用している。これを、逮捕状の緊急執行という。

- (2) 正しい。刑訴法201条2項が準用している刑訴法73条3項但書には、「令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない」と規定されている。
- (3) 正しい。「急速を要するとき」とは、逮捕状を持っている者を呼び寄せていたのでは、被疑者の逃亡を許し、逮捕ができなくなるような場合をいう。
- (4) 誤り。逮捕状を現在請求中である場合や、逮捕状を紛失した場合等においては、逮捕状の緊急執行を行うことはできない。
- (5) 正しい。被疑事実の要旨を告知するには、被疑者に理由なく逮捕するものではないことを一応理解させる程度に逮捕状記載の被疑事実の要旨を告げれば足り、必ずしも要旨一切を逐一告知する必要はない(東京高判昭28.12.14)。

## 刑訴法

## 20

## 弁解録取書作成上の問題点

- (1) 誤り。弁解の機会に被疑者が犯罪事実の核心に触れる事項の供述をし、あるいは、進んで自白を始めたような場合は、弁解録取書を完成させた後、引き続き取調べの手続に移るべきである。弁解の機会の付与は「直ちに」行う手続である。
- (2) 誤り。被疑者に弁解をさせるのは、専ら被疑者を留置する必要があるか否かを判断するためである。「弁解」には、被疑事実についての弁解のほか、逮捕についての弁解も含まれている。したがって、自首してきた犯人を逮捕したような場合であっても、弁解録取書は作成しなければならない。
- (3) 正しい。刑訴法202条及び203条は、被疑者の人権を尊重するための規定である。逮捕に際して被疑者が負傷したため「直ちに」引致することなく病院に収容したとしても、刑訴法202条の精神に反するものでもなく、また、引き続き入院させる必要があるため弁解の機会を与えなかったとしても、刑訴法203条に違反した違法な手続とはならない。したがって、枝文のように特別な状況の場合においては、弁解録取書を作成しないで釈放したとしても違法ではない。
- (4) 誤り。通訳人が早急に確保できないような場合は、やむを得ない措置として英語等で刑訴法203条の手続を履行し、弁解録取書を作成し、法定手続を履践した事実を担保しておく。
- (5) 誤り。被疑者が泥酔している場合には、引致後直ちに弁解録取書を作成し、さらに、酔いがさめるのを待って新たに弁解の機会を与え、その結果を録取する。二通の弁解録取書を作成して、法定手続を履践した事実を担保しておく。

S・A  
40  
解説  
14S  
・  
A  
40  
解説

18

19

20



# 行政法

2

A 巡査部長は、無灯火で走行する自転車を発見したため、停止を求めて職務質問を実施した。自転車の盗品照会をしたところ、当該自転車は盗難自転車であることが判明した。当該自転車を運転していた甲に対し職務質問を継続しようとする、甲は、やにわに逃走した。A 巡査部長は停止を求めたが、甲はこれに従わず逃走を続けたので「止まれ」と警告した。しかし、これにも従わなかったので、A 巡査部長は、自転車に向け拳銃を1発発射した。

この場合におけるA 巡査部長による発射行為の適法性と妥当性について述べなさい。

**POINT▶** 拳銃使用の要件を記述した後に、事例を要件に当てはめて拳銃使用の適法性と妥当性を判断する。

### 逃走する拳動不審者に対する拳銃使用の適否【事例】

- 答案構成▶**
- 1 結論
  - 2 拳銃使用
  - 3 警職法7条に基づく拳銃使用の要件
  - 4 拳銃規範の要件
  - 5 事例の検討

### 答案例

#### 1 結論

A 巡査部長による拳銃の発射行為は、適法性・妥当性を欠く違法かつ不適當な発砲である。

#### 2 拳銃使用

拳銃使用とは、殺傷能力のある拳銃を、本来の用法に従って用いることをいい、以下の態様が拳銃使用に該当する。

- (1) 拳銃を構えること
- (2) 威嚇射撃等をする事
- (3) 相手に向けて拳銃を撃つこと

#### 3 警職法7条に基づく拳銃使用の要件

- (1) 人に危害を与えない態様で使用する場合

警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。この場合、「拳銃を構えること」及び「威嚇射撃等」が可能となる。

その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。この場合、「拳銃を構えること」及び「威嚇射撃等」が可能となる。

- (2) 人に危害を与える態様で使用する場合

次の場合、「相手に向かって拳銃を撃つこと」が可能となる。

- ア 正当防衛に該当する場合
- イ 緊急避難に該当する場合
- ウ 「兇悪な罪」の現行犯人等を逮捕する場合等で、他に手段がないと警察官において信じるに足る相当な理由のある場合
- エ 通常逮捕する場合等で、他に手段がないと警察官において信じるに足る相当な理由のある場合

- (3) 兇悪な罪の現行犯人等

「兇悪な罪」については、拳銃規範2条2項において、次の罪が例示されている。

- ア 「内乱」等、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪
- イ 「殺人」等、人の生命又は身体に危害を与える罪
- ウ ア及びイの罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によって行われる罪

#### 4 拳銃規範の要件

- (1) 拳銃を構える場合

警職法7条本文に規定されている場合に、相手に向けて拳銃を構えることができる。

- (2) 相手に向けて拳銃を撃つ場合

警職法7条但書に規定されている場合に、次の段階を経て、相手に向けて拳銃を撃つことができる。

- ア 予告  
ただし、事態が急迫で予告するいとまのないときを除く。
- イ 威嚇射撃等  
拳銃を構えても相手が行為を中止しない場合等である

▶4 警職法7条本文

警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度において、武器を使用することができる。

▶5 警職法7条但書

但し、刑法(明治40年法律第45号)第36条(正当防衛)若しくは同法第37条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

1号 死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合。

2号 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは拘留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合。

▶6 拳銃規範5条

#### note

▶1 拳銃規範5条1項  
警察官は、(警職)法第7条本文に規定する場合には、相手に向けて拳銃を構えることができる。

▶2 拳銃規範7条1項  
警察官は、(警職)法第7条本文に規定する場合には、多衆を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる。

▶3 拳銃規範8条